

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月4日

日本年金機構本部
調達管理部長 畑中 和巳

1 工事概要

- (1) 工事名 高圧受変電設備更新工事（甲府年金事務所）【南関東】
- (2) 工事場所 山梨県甲府市塩部1-3-12
日本年金機構 甲府年金事務所
- (3) 工事内容 高圧受変電設備更新工事
- (4) 工期 契約締結日から令和4年5月9日まで

2 競争参加資格

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
- (2) 日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当するときかつその事実があった後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置又は厚生労働省から指名停止の措置を受けている場合はその期間）を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ 上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 厚生労働省から、令和03・04年度関東・甲信越ブロックにおける「電気工事」に係るA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 日本年金機構から競争参加資格停止措置又は厚生労働省から指名停止の措置を受け

ていないこと。

- (6) 平成 18 年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。)なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。
 - ・事務所又は多数の者が利用する施設に係る 150 k VA 以上の高圧受変電設備更新を含む改修工事
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 1 級電気工事施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - ② 平成 18 年度以降に上記(6)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けの社員として工事を管理した経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事の場合にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。
- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (10) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (12) 日本年金機構に対して支払うべき、損害賠償金又は違約金が発生し、その支払が完了していないと認められる者でないこと。
- (13) 日本年金機構との契約において重大な不祥事を起こし、機構の業務運営に多大な影響を及ぼしたことがあり、その原因の改善が見込めないと認められる者でないこと。
- (14) 上記(10)から(13)までに該当しない者(その者が法人である場合は、取締役又は執行役をいう。)が役員(取締役、執行役又は無責任社員)となっている法人、若しくはその者が実質的に経営に参画している法人でないこと。
- (15) その他、入札説明書及び仕様書に定める資格を有する者であること。
- (16) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書(図面、現場説明書含む)の交付期間、場所及び問い合わせ先
 - ① 交付期間 令和 3 年 11 月 30 日 午前 11 時 00 分まで
 - ② 場所及び問い合わせ先
日本年金機構ホームページ・調達情報からダウンロードすること。
ダウンロードには開封用パスワードが必要なため、所定の様式にて申請し、交付を受けること。※守秘義務誓約書もあわせて提出すること。

パスワード照会用様式は日本年金機構ホームページ「調達情報」→「入札公告」→「*入札説明書等の配付方法変更のお知らせ」を確認すること。

日本年金機構本部調達管理部契約グループ

山田 遥加 電話 03-5344-1100（内線 6352） F A X 03-6892-0771

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和3年11月30日午前11時00分までに前記(1)②宛に提出しなければならない。

入札者は、開札日までの間において、日本年金機構から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札期限及び場所

日 時 令和3年12月7日 午前11時00分まで

場 所 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部調達管理部契約グループ

(4) 開札の日時及び場所

日 時 令和3年12月8日 午前10時30分

場 所 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部ビル1階 入札室

(5) 入札方法

入札は、総価にて行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）を付すこと。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札又はその他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

競争参加資格及び設計図書の要求条件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が日本年金機構の予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 入札説明書・仕様書を取得したのち、入札への参加を見合わせる場合は、FAX または郵送にて「競争入札不参加理由書」を提出すること。

(10) 詳細は入札説明書による。